

TAC 受験生応援イベント

《行政書士講座》

過去問+ α を 見極めろ！

- (1) 過去問学習の重要性
- (2) 過去問を攻略すると
- (3) 過去問にプラス α でやるべきこと
- (4) おすすめTACの講座ラインナップ

(1) 過去問学習の重要性 ⇒ 40%～45%の本試験得点率

	基本テキスト	トレーニング		
		S62～	10年分(H15～)	5年分(H20～)
基礎法学1	◎	◎	×	×
2	◎	×	×	×
憲法3	×	×	×	×
4	◎	○	△	×
5	×	×	×	×
6	◎	○	×	×
7	◎	◎	◎	×
行政法8	◎	×	×	×
9	◎	◎	×	×
10	◎	◎	◎	△
11	◎	○	△	×
12	◎	◎	◎	◎
13	◎	×	×	×
14	◎	◎	◎	×
15	◎	◎	◎	△
16	◎	×	×	×
17	◎	◎	◎	◎
18	◎	×	×	×
19	◎	◎	◎	◎
20	◎	◎	◎	◎
21	◎	○	○	×
22	◎	◎	◎	×
23	◎	◎	○	△
24	◎	◎	◎	×
25	◎	×	×	×
26	◎	◎	◎	◎
民法27	◎	×	×	×
28	×	×	×	×
29	◎	◎	△	×
30	◎	◎	×	×
31	◎	◎	△	△
32	○	△	×	×
33	×	×	×	×
34	◎	◎	◎	◎
35	◎	○	×	×
商法36	◎	○	○	×
37	◎	×	×	×
38	◎	◎	◎	×
39	◎	×	×	×
40	◎	×	×	×
多肢41	0点	0点	0点	0点
42	8点	8点	8点	8点
43	0点	0点	0点	0点
記述式44	20点	6点	6点	6点
45	20点	4点	4点	4点
46	20点	14点	14点	0点
一般47	△	×	×	×
48	◎	×	×	×
49	◎	×	×	×
50	×	×	×	×
51	×	×	×	×
52	×	×	×	×
53	△	×	×	×
54	◎	◎	×	×
55	×	◎	◎	×
56	◎	×	×	×
57	×	×	×	×
文章58	現場思考	現場思考	現場思考	現場思考
59	現場思考	現場思考	現場思考	現場思考
60	現場思考	現場思考	現場思考	現場思考
◎	39=156	21=84	14=56	6=24
○	1=4÷1=2	6=24÷2=12	3=12÷2=6	0=0
△	2=8÷3÷2	1=4÷3÷1	4=16÷3÷3	4=16÷3÷3
×	9=0	23=0	30=0	41=0
素点	68点	32点	32点	18点
合計点	240点(228点)	141点(129点)	109点(97点)	57点(45点)

()は現場思考問題3問を除いた場合の得点

(2) 過去問を攻略すると

【行政法】

①かなりストレートな過去問焼き直し問題

H21-42（多肢選択）

行政上の義務違反に関する次の文章の空欄 [ア] ～ [エ] に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

行政上の義務違反に対し、一般統治権に基づいて、制裁として科せられる罰を [ア] という。

[ア] には、行政上の義務違反に対し刑法典に刑名のある罰を科すものと、行政上の義務違反ではあるが、軽微な形式的違反行為に対し科す行政上の [イ] とがある。[イ] としては、届出義務違反などに科される [ウ] がある。普通地方公共団体も、法律に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に [ウ] を科す旨の規定を設けることができる。[ウ] を科す手続については、法律に基づくものと、条例に基づくものとで相違がある。条例上の義務違反に対して普通地方公共団体の長が科す [ウ] は、[エ] に定める手続により科される。

1 秩序罰	2 行政代執行法	3 科料	4 公表	5 懲役
6 行政罰	7 代執行	8 強制執行	9 罰金	10 刑事訴訟法
11 間接強制	12 過料	13 課徴金	14 非訟事件手続法	15 行政刑罰
16 直接強制	17 禁錮	18 懲戒罰	19 行政事件訴訟法	20 地方自治法

（正解）ア-6 イ-1 ウ-12 エ-20

H 25-42（多肢選択）

次の文章の空欄 [ア] ～ [エ] に当てはまる語句を、枠内の選択肢（1～20）から選びなさい。

行政上の義務違反に対し、一般統治権に基づいて、制裁として科される罰を [ア] という。[ア] は、過去の義務違反に対する制裁である。

[ア] には、行政上の義務違反に対し科される刑法に刑名のある罰と、行政上の義務違反ではあるが、軽微な形式的違反行為に対して科される行政上の [イ] とがある。[イ] は、[ウ] という名称により科される。普通地方公共団体も、法律に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に [ウ] を科す旨の規定を設けることができる。

[ウ] を科す手続については、法律上の義務違反に対するものと、条例上の義務違反に対するものとで相違がある。条例上の義務違反に対して普通地方公共団体の長が科す [ウ] は、[エ] に定める手続により科される。

1 強制執行	2 科料	3 強制徴収	4 過料	5 行政事件訴訟法
6 禁錮	7 行政罰	8 執行罰	9 即時強制	10 非訟事件手続法
11 直接強制	12 地方自治法	13 行政刑罰	14 代執行	15 課徴金
16 刑事訴訟法	17 罰金	18 懲戒罰	19 秩序罰	20 行政手続法

（正解）ア-7 イ-19 ウ-4 エ-12

② 5 肢択一問題から記述問題への展開

H23－16（5 肢択一）

A 県収用委員会は、起業者である B 市の申請に基づき、同市の市道の用地として、2000 万円の損失補償によって X 所有の土地を収用する旨の収用裁決（権利取得裁決）をなした。この場合についての次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 X が土地の収用そのものを違法として争う場合には、収用裁決の取消しを求めることとなるが、この訴訟は、B 市を被告とする形式的当事者訴訟となる。
- 2 収用裁決が無効な場合には、X は、その無効を前提として、B 市を被告として土地の所有権の確認訴訟を提起できるが、この訴訟は、抗告訴訟である。
- 3 X が収用裁決に示された損失補償の額に不服がある場合には、A 県を被告として、損失補償を増額する裁決を求める義務付け訴訟を提起すべきこととなる。
- 4 X が収用裁決に示された損失補償の増額を求める訴訟を提起する場合については、裁決書が送達された日から法定の期間内に提起しなければならない。
- 5 収用裁決に示された損失補償の額について、高額に過ぎるとして B 市が不服であるとしても、行政機関相互の争いで、法律上の争訟には当たらないから、B 市が出訴することは許されない。

（正解）4

H24－44（記述）

X は、A 県 B 市内に土地を所有していたが、B 市による市道の拡張工事のために、当該土地の買収の打診を受けた。X は、土地を手放すこと自体には異議がなかったものの、B 市から提示された買収価格に不満があったため、買収に応じなかった。ところが、B 市の申請を受けた A 県収用委員会は、当該土地について土地収用法 48 条に基づく収用裁決（権利取得裁決）をした。しかし、X は、この裁決において決定された損失補償の額についても、低額にすぎるとして、不服である。より高額な補償を求めるためには、X は、だれを被告として、どのような訴訟を提起すべきか。また、このような訴訟を行政法学において何と呼ぶか。40 字程度で記述しなさい。

（正解）B 市を被告として、補償の増額を求める訴訟を提起すべきであり、形式的当事者訴訟と呼ぶ。

③過去問のきちんとした理解が問われる発展形式

H19－8（五肢択一）

次のア～オに挙げる行政行為のうち、私人の法律行為の法的効果を完成させる効果を有するもので、行政行為の分類上、「認可」とされるものはいくつあるか。

- ア 電気事業法に基づいて経済産業大臣が行う電気事業の「許可」
- イ ガス事業法に基づいて経済産業大臣が一般ガス事業者に対して行う供給約款の「認可」
- ウ 銀行法に基づいて内閣総理大臣が行う銀行どうしの合併の「認可」
- エ 建築基準法に基づいて建築主事が行う建築「確認」
- オ 農地法に基づいて農業委員会が行う農地の所有権移転の「許可」

H23－10（五肢択一）

次のア～オのうち、伝統的に行政裁量が広く認められると解されてきた行政行為の組合せとして、最も適切なものはどれか。

- ア 道路交通法に基づく自動車の運転免許
- イ 電気事業法に基づく電気事業の許可
- ウ 建築基準法に基づく建築確認
- エ 食品衛生法に基づく飲食店の営業許可
- オ 公有水面埋立法に基づく公有水面の埋立免許

H24－26（五肢択一）

行政裁量に関する次の記述のうち、最高裁判所の判例に照らし誤っているものはどれか。

- 1 建築主事は、一定の建築物に関する建築確認の申請について、周辺の土地利用や交通等の現状および将来の見通しを総合的に考慮した上で、建築主事に委ねられた都市計画上の合理的な裁量に基づいて、確認済証を交付するか否かを判断する。
- 2 法務大臣は、本邦に在留する外国人から再入国の許可申請があったときは、わが国の国益を保持し出入国の公正な管理を図る観点から、申請者の在留状況、渡航目的、渡航の必要性、渡航先国とわが国との関係、内外の諸情勢等を総合的に勘案した上で、法務大臣に委ねられた出入国管理上の合理的な裁量に基づいて、その許否を判断する。
- 3 公務員に対して懲戒処分を行う権限を有する者は、懲戒事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、当該公務員の行為の前後における態度、懲戒処分等の処分歴、選択する処分が他の公務員及び社会に与える影響等、諸般の事情を考慮した上で、懲戒権者に委ねられた合理的な裁量に基づいて、処分を行うかどうか、そして処分を行う場合にいかなる種類・程度を選ぶかを判断する。

（肢4・肢5省略）

【民法】

①かなり過去問学習が有効な例

H22－33（肢エ）

AのBに対する不当利得返還請求等に関する次のア～オの記述のうち、判例に照らし、誤っているものはいくつあるか。

エ Aは、Bとの愛人関係を維持するために、自己の有する未登記建物をBに贈与し、これを引き渡した。
この場合に、Aは、Bに対し、不当利得としてこの建物の返還を請求することができる。

（正解）×

H25－34（肢2←ズバリ正解肢）

Aは、配偶者がいるにもかかわらず、配偶者以外のBと不倫関係にあり、その関係を維持する目的で、A所有の甲建物をBに贈与した。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、正しいものはどれか。

2 甲建物が未登記建物である場合において、Aが甲建物をBに引き渡したときには、Aは、Bに対して甲建物の返還を請求することはできない。

（正解）○

②過去問である程度（2肢まで）絞り込めるが、もう一步が足りない例

H14－27（肢5）

意思表示に関する次の記述のうち、妥当なものはどれか。

5 心裡留保は、表意者が内心的効果意思と表示とが一致しないことを知っている場合であるが、錯誤と虚偽表示はその不一致を知らない場合である。

（正解）×

H17－27（肢ア）

債権者代位権に関する次の記述のうち、判例の趣旨に照らして妥当でないものの組合せはどれか。

ア 著名な陶芸家の真作とされた陶器がA→B→Cと順次売却されたが、後にこれが贋作と判明した場合において、無資力であるBがその意思表示に要素の錯誤があることを認めているときは、Bみずから当該意思表示の無効を主張する意思がなくても、Cは、Bに対する売買代金返還請求権を保全するために、Bの意思表示の錯誤による無効を主張して、BのAに対する売買代金返還請求権を代位行使することができる。

（正解）○

H23－27（肢ウ）

無効または取消しに関する次のア～オの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当でないものはいくつあるか。

ウ BがAから絵画を購入するに際して、Bに要素の錯誤が認められる場合、無効は誰からでも主張することができるから、Bから当該絵画を譲り受けたCも当然に、AB間の売買契約につき錯誤無効を主張することができる。

（正解）×

H25-27

錯誤による意思表示に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

錯誤による意思表示に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

- ア 法律行為の要素に関する錯誤というためには、一般取引の通念にかかわらず、当該表意者のみにとって、法律行為の主要部分につき錯誤がなければ当該意思表示をしなかったであろうということが認められれば足りる。
- イ 法律行為の相手方の誤認（人違い）の錯誤については、売買においては法律行為の要素の錯誤となるが、賃貸借や委任においては法律行為の要素の錯誤とはならない。
- ウ 動機の錯誤については、表意者が相手方にその動機を意思表示の内容に加えるものとして明示的に表示したときは法律行為の要素の錯誤となるが、動機が黙示的に表示されるにとどまるときは法律行為の要素の錯誤となることはない。
- エ 表意者が錯誤による意思表示の無効を主張しないときは、相手方または第三者は無効の主張をすることはできないが、第三者が表意者に対する債権を保全する必要がある場合において、表意者が意思表示の瑕疵を認めたときは、第三者たる債権者は債務者たる表意者の意思表示の錯誤による無効を主張することができる。
- オ 表意者が錯誤に陥ったことについて重大な過失があったときは、表意者は、自ら意思表示の無効を主張することができない。この場合には、相手方が、表意者に重大な過失があったことについて主張・立証しなければならない。

過去問を徹底分析して、行政書士試験合格に必要とされる**基本的知識**を取捨選択して教材を作成しています。また、法律を分かりやすく理解させてくれる**講義**により、基本的知識の取捨選択に時間をかけずに、効率的に合格を引き寄せることができます。

(3) 過去問にプラス α でやるべきこと

- ⇒ ・新判例 ⇒ 平成10年代後半以降
- ・頻出条文の前後 ⇒ 過去問を解く際に条文にチェック。
- ・既出判例の既出部分の前後 ⇒ 最高裁ホームページで検索
(重要部分に下線引っ張ってあり)

(4) おすすめTACの講座ラインナップ

- ⇒ ・速修本科生
基本テキストをベースに、1からやりたいなら。
- ・サクセス180本科生
基本テキストをベースに、学習経験者がライトに受けたいなら。
- ・オリジナル教材シリーズ
教材だけほしいという方！
全過去問が載っている。
- ・過去問+ α シリーズ
出題形式に合わせて弱点を補強したい方。
- ・直前オプション
本試験前の弱点補強・直前整理をしたい方。
- ・直前答練（本試験形式の5回の答練）
最後の実戦訓練と弱点補強

過去問を徹底分析して、行政書士試験合格に必要なとされる基本的知識を取捨選択して教材を作成しています。また、法律を分かりやすく理解させてくれる講義により、基本的知識の取捨選択に時間をかけずに、効率的に合格を引き寄せることができます。

以 上